

『東三河後見センター』会報 第35号

発行者：認定 NPO 法人東三河後見センター
〒442-0033

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3 階

平成 28 年 3 月 28 日発行

電話 (0533) 80-2707

FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス：<http://higashimikawakouken.or.jp>

成年後見制度の利用促進法が施行されます

3月23日に衆院内閣委員会で可決

成年後見制度の利用促進をめざす議員立法「成年後見制度の利用の促進に関する法律案」が5月23日の衆院内閣委員会で賛成多数で可決されました。この会報が皆様のお手元に届く頃には成立、施行されているかもしれません。

同法律はその目的を第一条で次のように定めています。「この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段にあるにもかかわらず、十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。」

また、基本理念を第3条(第1項、2項、3項)において次のように定めています。

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべき等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年被後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

地方公共団体の責務については次のように定めています。

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。

市民後見東三河モデルの実践を深めましょう

成年後見の基本な方向と枠組みを定める法律ができたことは大きな前進です。しかし、この法律によって地域の状況や成年後見の現場がすぐに大きく変わるわけではありません。（郵便物と死後の事務は変わりますが） 上記基本理念の第1項、2項、3項の地道で着実な実践の継続のみが、今後の成年後見ニーズの膨張にたいする最良の対応策であろうと考えています。

（代表理事 長谷川卓也）

市民後見人フォローアップ研修を実施しました！

当法人で、市民後見人として活躍されている方は14名います。また、当法人が平成27年度に名古屋家庭裁判所豊橋支部へ提出している市民後見人登録者名簿に搭載されている方は24名です。今回、実際に活動されている方と、活動はされていないが名簿に搭載されている方全員を対象としたフォローアップ研修を実施しました。全員が平成22年、23年、25年度に開催した市民後見人養成研修の修了者の方です。



【グループワークの様子】

平成28年1月23日（土）と2月3日（水）の都合のよい日にちを受講者に選択していただき、いずれもウィズ豊川研修室を会場に午前9時30分より午後12時30分まで行いました。参加者は19名でした。

プログラム内容は同一で、前半の1時間程度を当法人の現状と市民後見人の状況について報告し、活動している中での疑問点や事務局への要望を承りました。市民後見人さんとの「顔の見える」「顔をつなぐ」関係はとっても大切だなと感じました。

後半は、4～6名のグループに別れて、『財産目録・収支予定表の作成と身上監護』と題して演習、グループワークを行いました。財産目録の作成については、名古屋家庭裁判所豊橋支部が作成した新書式の紹介もしました。

身上監護の部分では、本人の意思と支援者の想いが違う時に成年後見人等としてどのように関わっていくことがベストなのかということを議論しました。既に実践されている方は、実践に基づいた意見を、まだ活動されていない方も、「本人にとって」という部分を慎重に吟味しながら、様々な意見がだされていました。私たちの実践、特に対人支援者としての「正解」はないように思います。しかし、いろんな視点から、本人の状況を理解し、正しいだろうという解答を目指すことはできるような気がします。後半のグループワークはそのような印象をもちました。フォローアップ研修は継続的に実施していきたいと思います。（文責 工藤明人）

成年後見ミーティング 1年を振り返って

今年度最後となる第6回成年後見ミーティングをウィズ豊川研修室で実施しました。今回は「1年の振り返り」として、第1回から5回までの研修の内容を振り返りました。

成年後見ミーティングは、平成26年度より「成年後見学習会」から名称をかえて市民後見人名簿搭載者の方の交流を図ることで、日々の実践の悩みや困り事に対して知恵を出し合うことができ機会となるとともに、「顔の見える」関係が構築できるよう企画・実践してきました。

平成26年度の参加者は1回の開催につき平均10名の参加者がありましたが、今年度は、平均7.4人と少なくなってきました。しかし、今年度の成年後見ミーティングの目標の一つである「市民後見人の活動の手引き」を作成し、今回の参加者に配布することができました。この成年後見ミーティングの中で、参加者と議論を重ねながら作成したものです。まだまだ検討や修正が必要だろ

うと思いますが、これを土台にバージョンアップを図りながら、実践に役立つ手引きができるといいなと考えております。

手引きをご希望の方は、事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

成年後見ミーティングについては、今後の運営、実施方法について再度検討していきたいと考えています。会員及び市民後見人（市民後見人名簿搭載者含む）の方にアンケート用紙を同封しています。

平成 28 年 4 月 8 日までに FAX (0533-80-2708) または、郵送でご回答、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(事務局長 工藤 明人)

目次

1. 東三河後見センター相談支援から受任までの流れ ver. 3

当法人の相談支援から、申立相談、受理面接への同席、市民後見人契約までの流れと登記事項証明書の取得方法及び金融機関への後見の届出について説明しています。

2. 成年後見等の共通活動の手引き

市民後見人として活動する内容を、

- 1) 受任直後にすること
 - 2) 後見活動の開始
 - 3) 適切な後見事務活動のために（財産管理・身上監護のポイント）
 - 4) 様々な後見事務内容
 - 5) 家庭裁判所への報告と報酬付与申立について
- にまとめてあります。

3. 成年後見人等が終了した時にすること

被後見人等がお亡くなりになった場合の対応と流れについて説明しています。

4. 記録の方法

当法人が使用している記録用紙について一覧表にまとめてあります。

5. 別紙

今までの成年後見ミーティングやフォローアップ研修で使用した資料を別紙にまとめてあります。

- 別紙 1** 死後の事務の流れフローチャート
(H. 27. 3. 7 成年後見ミーティング検討資料)
- 別紙 2** 市民後見人研修 交通費の申請など
(H. 28. 1. 23, 2. 3 フォローアップ研修資料)
- 別紙 3** 記録・資料の保管について
(H. 27. 7. 4 成年後見ミーティング検討資料)

●最近の動向

2

東三河後見センターの今後の予定(4月～6月)

☆ミーティング 開催日 毎週火曜日 午前9:20 頃より2時間弱

場 所 当法人事務所(豊川商工会議所3階)

一市民後見人の方、参加大歓迎

4月 11日(月) 事務局会議 14:30～ 事務局職員

4月 20日(金) 臨時理事会 19:00～

5月 9日(月) 事務局会議 14:30～ 事務局職員

5月 28日(土) 第10回通常総会 豊川商工会議所 A ホール

12:30 受付 13:00～14:10 総会 14:40～16:20 講演(予定)

17:00～懇親会(豊川市内予定)

※正会員の皆様には4月27日(水)頃に資料を発送します。

6月 13日(月) 事務局会議 14:30～ 事務局職員

6月 15日(水) 市民後見人養成講座説明会 10:00～12:00

会場:豊川市文化会館 中会議室

6月 19日(日) 市民後見人養成講座説明会 10:00～12:00

会場:豊川市勤労福祉会館 視聴覚室

会場は異なりますが、実施内容は同じです!!

※成年後見ミーティングの日程は、決定次第ブログで連絡いたします。



～最近の報道から～

身寄りのない高齢者の支援をうたう公益財団法人「日本ライフ協会」(東京都港区、浜田健士代表理事)が、公益認定法の定める手続きを経ずに高齢者から将来の葬儀代などとして預託金を集め、このうち約2億7400万円を流用したとの報道がありました。こうした、高齢者から多額の預託金を集める同種の事業は全国で急速に拡大しており、協会は大手の一つで公益法人ですが、他にもNPO法人や民間企業など業態はさまざま、国は事業者数すら把握していません。同種事業で初とみられる組織的流用が発覚したことで、実態把握が急務となりそうです。

その後の報道では、支援者に決まった一般社団法人「えにしの会」(福岡市)と事業譲渡契約を結んだことで、3月中に全事業を譲渡して会員約2600人へのサービスは継続される見通しでしたが、契約が解除されたことで、「日本ライフ協会」は破産手続きにはいるようです。(毎日、朝日、読売)

問題の背景には、単身の高齢者等が病院や施設などに入る際に身元保証や身元引受人を慣習的に求められる実態があり、その求めに応えられない人々が多数いるという構造的な部分だと思います。

病院や施設に入院、入所する際や民間のアパートに入居する際に「身元保証人」や「身元引受人」を要求されることが多いです。そうした時に、親族関係が希薄になっている、本人の親族には「迷惑をかけたくない」という思いから、報道されている団体等の支援を受けることもあります。今回は、「身元保証」、「身元引受」について整理し、法定成年後見制度のなかでどのように実務として行っているのか紹介したいと思います。

1. 「身元保証」、「身元引受」、「連帯保証」とは？

「身元保証」、「身元引受」、「連帯保証人」という言葉はどこかで聞いたことがあると思います。私は、前々職(知的障がい者の支援施設)に入職した際、「身元保証人」を求められ、叔父にお願いした経験があります。この場合は、雇用に関する身元保証契約で、身元保証契約については、身元保証人を保護することを目的として「身元保証ニ関スル法律」(以下「身元保証法」といいます。)という法律が定められています。「身元保証法」は、雇用契約や労働契約に際して使用者が被用者の行為によって被った損害の担保も目的とされていますが、そこでの身元保証人については、この法律によりある程度、その保護が図られています。したがって、今回の報道等で問題になっている施設入所契約や入院契約に関する身元保証を対象としているものではありません。

2. 施設入所契約、入院契約に関する「身元保証」、「身元引受」、「連帯保証」

施設入所時や入院時に様々な書類にサイン(契約)を求められます。実務をする中で注意したいのは、その書類自体が「身元保証書」だったり、それぞれの書類のサイン欄にある、「身元引受人、身元保証人の署名欄」に署名をする時です。

この施設入所や病院入院時の身元保証の内容は個別の契約によって決まっています。また、この契約は入所契約や入院契約の一部(特約)になっている場合もあります。いずれにしても、個別の契約によって内容が決まるので、それぞれの契約書を精査して内容を確認する必要があります。一般的には次のような項目が含まれています。

入院、入所時の契約書にある一般的な項目内容

- ①本人が発生させた損害に関する連帯保証責任
- ②契約上の債務の連帯保証責任
- ③本人の債務の支払い代行事務
- ④身柄の引き取り



⑤緊急連絡先の引受け

⑥身体への干渉（身体介護、医療行為、身体拘束の同意等）についての代行決定

⑦身元保証に関する家族等との連絡・調整

①は、本人が入院または入院中に施設、病院、第三者（他の入所者や入院患者）等に損害を与えた場合の損害賠償債務について連帯保証することです。②は本人が負担する施設利用料や入院費等の債務について連帯保証することです。③は本人の施設や病院に対する債務（入院費、施設利用料等）の支払いを代行することです。この場合は、身元保証人の財産は引当てとされません。身元保証人が自分の財産から支払う必要がない点で、①と②とは大きく異なります。④は本人の退所や退院時に身柄の引取りを行うことです。身柄を引き取るとは、本人が入所ないし入院中に死亡した時に遺体や遺留品を引き取ることも含まれます。⑤は緊急連絡先として対応を求められることもあります。⑥は本人に判断能力がない場合に、本人の代わりに施設や病院で行われる身体介護や医療行為について意思決定（同意）をすることが含まれている場合もあります。

このように「身元保証」あるいは「身元引受」という言葉でくくられている書類の中には、単なる「身元保証」、「身元引受」にとどまらず、「連帯保証責任」という本人並みに重い責任が発生するものまであり、契約内容の詳細を確認することが極めて重要となります。

病院への入院や福祉施設への入居にあたって、習慣的に本人の身元保証人を求められることが多いとされていますが、身元保証人に求められる役割は、およそ①～⑦に示した事項に当てはまると思われます。身寄りのない高齢者や求められている事項を他者に依頼することができない、しない人が「身元保証人」を求められたとき、これらに対応してくれる「身元保証人になるサービス」の存在は非常に大きなものとなることは容易に推察できます。

3. 成年後見制度と身元保証の関係

法定成年後見制度の中では、先ほどの、③本人の債務の支払い代行事務（代理権の行使）や⑤緊急連絡先の引受け、⑦身元保証に関する家族等との連絡・調整は、後見職務として実施しています。特に、①と②の事務については、成年後見人等が被後見人の債務に関する保証人となることは、成年後見の遂行を本人の資産で行うという制度の根幹的な趣旨に抵触するおそれがあります。また、成年後見人等が被後見人等に求償権を行使した場合、利益相反行為となります。

実際にどうしているかというと、入院先、入所先で医者や担当者に説明をしています。「後見人なので、身元保証人にはなれません。でも、費用の支払いは遅滞なくできます。」と。これらに対する反応はそれぞれです。説明しても「身元保証人」にこだわる病院や施設もあります。身元保証人の部分を2重線で消した上に、「成年後見人 東三河後見センター工藤明人」と署名し、身元保証契約条項の中の問題となる条文はすべて2重線で消しています。名前が書いてあることで、それでよしとしてくれるところもあります。十二分に後見人の役割を説明して、納得してもらいます。

65 歳以上の単身世帯、夫婦のみの世帯の増加、高齢者の生活の状況を考えると、身元保証の問題は誰にでも起こり得る問題です。医師法では正当な理由がなければ診察や治療を拒んではならないと規定し、厚生労働省令も特別養護老人ホームなどの施設について「正当な理由なくサービス提供を拒んではならない」と定めています。厚労省は「身元保証人がいないということだけでは（入院などを拒む）正当な理由に当たらない」と説明しています。しかし、実態がそうではないからこのような問題や団体は、ますます増加すると思います。

【参考】毎日新聞、朝日新聞、読売新聞「日本ライフ協会」関連記事

【出典】上山泰著「専門職後見人と身上監護 第2版」民事法研究会 p.178～183

平成 28 年度市民後見人養成講座実施のお知らせ

今後、認知症高齢者の増加や一人暮らしの高齢者の増加が見込まれています。また、知的障がい者、精神障がい者の手帳取得者も増加傾向にあると言われています。そうした中で権利擁護の手段の一つとして、成年後見制度利用の必要性が高まることが想定できます。

一方、成年後見制度を利用したいが、その受け皿がなくては、利用を希望する人の権利を護ることはできません。受け皿を作ることが喫緊の課題となっています。そうした状況から、今回、「市民後見人養成講座」を開催し、権利擁護活動と地域福祉の担い手となる市民後見人を養成したいと思います。4月以降に当法人のホームページをはじめ

まずは、**市民後見人養成講座説明会**にご都合の良い日にちに、ご参加ください。
(受講要件の一つです)

説明会のご案内

6月15日(水) 10:00~12:00

会場:豊川市文化会館 中会議室

6月19日(日) 10:00~12:00

会場:豊川市勤労福祉会館 視聴覚室



「広報とよかわ(5月号予定)」や関係機関等にポスター、チラシを配布します。ご関心のある方の受講をお待ちしています。

※前号では、説明会を6月14日(火)と案内しましたが、6月15日(水)に改めました。よろしくお願いします。

市民後見人養成講座実施要項

□受講要件

東三河(豊川市、豊橋市、新城市、田原市、蒲郡市、設楽町、東栄町、豊根村)に在住、在勤の成人の方で、市民後見人又は日常生活自立支援事業の支援員としての活動を希望し、市民後見人養成講座説明会に出席された方です。

□受講料

受講料は無料です。ただし、講座で使用するテキスト代及び会場までの交通費(実習を含む)、昼食代は受講者の負担とします。

□講座内容

市民後見人養成講座(基礎研修)

平成28年9月より3日間、約18時間の研修です。

市民後見人養成講座(実務研修)

上記、基礎研修を修了された方で、さらに研鑽し市民後見人としての活動を希望される方。平成28年10月より平成29年2月まで7日間、約42時間の研修です。

市民後見人フォローアップ研修

基礎研修、実務研修修了者だけでなく、実際に市民後見人として実践されている方を対象とした研修となります。平成29年2月、3月に同一内容で実施します。

※詳しくは、6月の説明会にて！！

平成27年度 正会員、賛助会員費納入者及び寄付者一覧

多くのご支援を賜りありがとうございます。

(平成 28 年 3 月 22 日現在)

正会員費納入者（納入順、敬称略）51 名

- ・高柳大太郎・加藤啓子・中村成人・武重傳・藤堂三男・倉本秀子・小野晴美・上江富士夫
- ・影山恒太・石原紀久代・神谷典江・五十嵐光子・長谷川卓也・中島由恵・細野京子・荻邦子
- ・池田進・工藤明人・田中幸一・岡本守・丸山智子・花田玲子・伊藤忍・本多啓枝・杉山智子
- ・西川邦輔・近藤由美子・今泉全勝・杉浦弥生・水野美知代・舟越正行・高森陽一郎・齋藤尚
- ・金田貴子・二村良子・長坂宏・豊田和浩・竹内伸太郎・石原香・福住幸子・梅田大己
- ・飯星睦生・藤田慎・今泉博充・古瀬修・村川賢一・小林佳子・菰田亜希子・鈴木享子
- ・田中義人・井上裕一

賛助会員費納入者（納入順、敬称略）55 名

- ・金澤良雄・細江清美・彦坂敏・金沢富雄・樋口茅子・秋田誠二・牛田清博・加藤明代
- ・柴山始久・小田ひろみ・八木憲一郎・水野和・水野登代子・河合康隆・小川祐子・山口純子
- ・足木充邦・日比修治・佐宗健二・北村隆信・上田ちゑ子・豊田弘子・伊藤文則・岡本由紀子
- ・寺部敦子・松井通剛・夏目みゆき・峯田禎三・橋下克子・田辺準也・鈴木光子・多々内崇文
- ・神谷まり子・佐々木宏直・佐々木直子・北沢悦子・大林充始・長谷川泰子・中嶋芳夫
- ・磯村隆樹・白井公江・吉本京子・藤井幸夫・津田匂子・山口はるみ・斎藤啓治・前本好江
- ・中野正二・大橋美南子・室田満秋・緒河睦子・坂下文雄・坂下喜美子・大須賀康・中村八重子

法人正会員費納入者（納入順、敬称略）1 法人

- ・コープあいち

法人賛助会員費納入者（納入順、敬称略）4 法人

- ・フレンドリーハート ・豊川医師会 ・蒲郡市社会福祉協議会 ・豊川市知的障害者育成会

寄付者（納入順、敬称略）32 名

- ・金澤良雄・中村成人・田中義人・中島由恵・荻邦子・岡本守・本多結城子・村川賢一
- ・石原香・福住幸子・五十嵐光子・佐藤美子・柴山始久・城所敬子・城所志のぶ・夏目昌代
- ・田邊睦巳・杉浦淑代・池田敏晃・伊東弘子・岡本みち子・池田知浩・舟木理恵・村松紗矢香
- ・伊藤晴美・榎林輝・藤田英子・牧野奈津美・宮本悟・森野雄至・山口智代・鳥山佳代
- ・前葉越高

認定NPOの継続に向けて 寄付及賛助会員入会のお願い

当法人は、平成 27 年 2 月 13 日から平成 32 年 2 月 12 日までの期間で認定 NPO として認定されています。愛知県の仮認定を含む認定 NPO 法人は 16 法人となっています。（平成 28 年 2 月 23 日現在）この認定を継続するために、当法人が力を入れている基準はパブリック・サポート・テスト（PST）と呼ばれているもので、「実績判定期間内の各事業年度中の寄付金の総額が 3,000 円以上ある寄付者の数が、年平均 100 名以上であること。」とされています。（※賛助会員は寄付とみなされます。）

当法人が実践している「法人後見」のニーズは増加傾向にあります。また、権利擁護活動と地域福祉活動を担う、「市民後見人」の養成や活躍の場の提供も急務となっています。こうした事業を展開、維持していくためにも、みなさまのお支援が必要になります。

憚りながら、寄付金及び会員費払込取扱票を同封させていただきました。何卒、ご協力、ご支援の程よろしくお願いいたします。

認定 NPO 法人東三河後見センター状況一覧

☆成年後見制度 受任 支援 概況

(平成 28 年 3 月 28 日現在)

	後 見	保 佐	補 助	合 計
法人後見受任者数	4 5 名	1 2 名	1 2 名	7 0 名
後見監督受任者数		1 名		

★市町別受任一覧 (被後見人等の実際の住所地で示してあります。)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	1 6 名	7 名	3 名	1 名	0 名	0 名		2 7 名
知的障がい者	1 2 名	4 名	2 名	2 名	1 名	1 2 名	1 (岡崎市)	3 4 名
精神障がい者	6 名	0 名	2 名	1 名	0 名	0 名		9 名
合計	3 4 名	1 1 名	7 名	4 名	1 名	1 2 名	1 名	7 0 名

☆市民後見人の受任状況

	後 見	保 佐	補 助	合計
認知症	1 3 名	2 名	1 名	1 6 名
知的障がい者	1 4 名	2 名	1 名	1 7 名
精神障がい者	3 名	0 名	0 名	3 名
合計	3 0 名	4 名	2 名	3 6 名

現在活動されている市民後見人の方は 14 名です。この方が上記表のとおり 36 名の方の後見事務を担当されています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出した、市民後見人登録名簿掲載者の方で、当法人が事務担当者として任命し、実際に活動されている方のことをいいます。

賛助会費 寄付金のお願い

(平成 27 年 4 月 1 日～発行日現在)

正 会 員 費 納 入 者 : 5 2 人

(法人正会員 1 含む)

賛助会員費納入者 : 5 9 人

(法人賛助会員 4 含む)

寄付者 (3,000 円以上) 2 3 人 (重複してご寄付を頂いている方は 1 名とカウントしています。)



📄 会員入会・寄付のご案内 📄

皆さまのご支援ありがとうございます。

※会員費納入者数で表示しています。正会員・賛助会員数を示すものではありません。

編集後記

豊川商工会議所にある桜の木もうすいピンク色に染まりつつあります。このピンク色は色彩心理学では、「平和主義や幸せ」を象徴する色とされています。基本的に人に幸福感を与える作用があり、優しい気持ちで周りを見渡すことができ、脳を刺激することで、疲労の緩和や痛みの軽減、老化予防に役立つ色だそうです。桜の木の下で一服しながら、新年度のあれこれ思いをはせています。(編集: 工藤明人)